

○山形市建設工事等談合情報対応マニュアル

第1 一般原則

1 入札談合に関する情報の定義

本マニュアルにおいて、入札談合に関する情報（以下「情報」という。）とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条に規定する「不当な取引制限」又は第8条第1号の規定に違反する行為、刑法第96条の6に規定する「公契約関係競売等妨害」（いずれもそのおそれのある行為を含む。）及びその他公正な入札執行を阻害するおそれのある行為に関する情報をいう。

2 談合情報の確認、通報

山形市が発注する建設工事及び設計、測量、調査、コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）について、情報があった場合には、当該情報を受けた課長等は、可能な限り当該情報提供者の身元、氏名、連絡先等を確認の上、直ちに山形市公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）の幹事へ通報すること。情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により、情報を把握した場合にも調査委員会の幹事（以下「幹事」という。）へ通報すること。

3 報告

幹事は、第1の2により情報の通報を受けた場合には、情報の内容を報告書にまとめ、速やかに調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）に報告を行うこと。併せて、当該建設工事等に係る工事所管部等の長にも報告すること。

また、幹事において新聞等の報道により、情報を把握した場合も報道に基づき報告書にまとめ、報告を行うこと。

4 調査委員会の招集及び審議

委員長は、第1の3により幹事から報告を受けた場合は、当該情報の信憑性及び第2の手続によることが適切であるか否かについて、調査委員会を招集して審議するものとする。

5 報道機関への対応

情報について、報道機関等からの問合せがあったときは、原則として、住宅政策課長が一元的に対応するものとする。

ただし、委員長が、状況にかんがみ、その他の職員をして対応させることが適当であると認めるときは、この限りでない。

6 公正取引委員会への通報

調査委員会が審議し、「談合の事実があったと認められる場合（「その疑義を払拭できない場合」を含む。）」と判断した場合は、速やかに公正取引委員会へ通報するものとする。

第2 具体的な対応

1 落札決定前に情報を把握した場合

（1）調査委員会への報告

情報があった場合には、入札執行を保留し調査委員会に報告しその取扱いを審議すること。調査委員会の審議の結果、「調査に値しない」と判断された場合は入札を執行すること。

必要であると認められる場合は、入札執行前に誓約書を提出させ、注意を促して入札を執行することを選択することができるものとする。

誓約書を提出させる際は、誓約書を提出したにもかかわらず談合の事実が明らかになった場合は、極めて不誠実な行為として指名停止期間が加重となる旨、契約書には解除条項、違約金特約条項が盛り込まれている旨も併せて説明すること。（以下の項の誓約書提出についても同様）

(2) 事情聴取

調査委員会の審議の結果、情報が「調査に値する」と判断し、事情聴取が必要と認められる場合は、速やかに事情聴取を行うこと。事情聴取を行う場合は、幹事及び幹事が必要に応じて置く補助者が実施するものとし、入札参加資格があると認められた者（指名競争入札の場合は指名通知業者）全員に対して事情聴取を行うこと。ただし、当該談合情報の状況等により、辞退届等により入札書未提出者を除くことができる。

事情聴取の対象者は、原則として契約締結権を有する者とする。こと。（事情聴取の際に、契約締結権を有する者が出席できない場合は、受任者が委任状を持参すること。なお、積算内容等の技術的事項を説明できる者の同席を認めることは差し支えない。以下の項の事情聴取についても同様。）

事情聴取は、原則として、次により実施するものとし、事情聴取結果については、事情聴取書を作成すること。又、事情聴取において資料等が提出された場合は、当該資料を事情聴取書に添付しておくこと。（以下の項の事情聴取書作成についても同様）

① 入札書受付開始日以前に調査委員会が談合情報と判断した場合

調査委員会が入札書受付開始前（電子入札案件以外の書面入札（以下「書面入札」という。）の場合は「入札開始前」）までに談合情報と判断した場合は、入札書受付開始（書面入札の場合は「入札開始」）を保留し、事情聴取を実施するものとする。

② 入札書受付期間中に調査委員会が談合情報と判断した場合（電子入札案件）

調査委員会が入札書受付期間中に談合情報と判断した場合は、当該入札における入札参加者の行動等に影響を及ぼさないために、入札書受付期間中に事情聴取を実施せず、入札書受付期間の終了後、開札を保留したうえで、事情聴取を実施するものとする。

ただし、当該談合情報が報道等により公になった場合は、この限りでない。

③ 入札書受付期間終了後から落札決定前までに調査委員会が談合情報と判断した場合（電子入札案件）

開札を保留し、事情聴取を行うものとする。

(3) 調査委員会への報告及び審議

委員長は、幹事から事情聴取結果の報告を受け、談合の事実の有無について、調査委員会を招集して審議するものとする。

(4) 談合の事実があったと認められる場合（「その疑義を払拭できない場合」を含む。）の対応

調査委員会の審議の結果、談合の事実があったと認められる場合（「その疑義を払拭できない場合」を含む。）には、入札執行をとりやめるものとする。

(5) 談合の事実があったとは認められない場合の対応

調査委員会の審議の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者から入札誓約書を提出させ、入札執行後に談合の事実が明らかになった場合には入札を無効とする旨、契約書には解除条項、違約金特約条項が盛り込まれている旨の注意を促した後に入札を執行すること。

なお、調査委員会は、談合情報の内容や事情聴取結果によっては、入札を延期し、当初の入札参加者の外に入札参加者を追加する（指名競争入札の場合は指名により、一般競争入札の場合は再度の公告により行う。）措置をとることができるものとする。

2 落札決定後に情報を把握した場合

(1) 契約（仮契約を含む。）締結以前の場合

① 調査委員会への報告

情報があった場合には、契約を保留し調査委員会に報告しその取扱いを審議すること。

調査委員会の審議の結果、「調査に値しない」と判断された場合は、落札者と契約すること。必要であると認められる場合は、契約前に誓約書を提出させ、契約することを選択することができるものとする。

② 事情聴取

調査委員会の審議の結果、情報が「調査に値する」と判断され、事情聴取が必要と認められた場合は、入札に参加した者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取の結果については事情聴取書を作成すること。

③ 調査委員会への報告及び審議

委員長は、幹事から事情聴取結果の報告を受け、談合の事実の有無について、調査委員会を招集して審議するものとする。

④ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

調査委員会の審議の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、入札を無効とするものとする。

⑤ 談合の事実があったとは認められない場合の対応

調査委員会の審議の結果、明らかに談合の事実があったとは認められない場合には、落札者から誓約書を提出させた上、契約を締結すること。

(2) 契約締結後（工事完成等による契約履行後も含む）の場合

① 調査委員会への報告

情報があった場合には、調査委員会に報告してその取扱いを審議すること。

調査委員会の審議の結果、「調査に値しない」と判断された場合は、契約を継続をすること。必要であると認められる場合は、誓約書を提出させることができるものとする。

② 事情聴取

調査委員会の審議の結果、情報が「調査に値する」と判断し、事情聴取が必要と認められた場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。事情聴取の結果については、事情聴取書を作成すること。

③ 調査委員会への報告及び審議

委員長は、幹事から事情聴取結果の報告を受け、談合の事実の有無について、調査委員会を招集して審議するものとする。

④ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

調査委員会の審議の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事等の進捗状況を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。

また、工事完成等による契約履行後の場合は、違約金が発生することになるので、その取扱いについて、当該事業を所管する課等に協議し、対応するものとする。

⑤ 談合の事実があったとは認められない場合の対応

調査委員会の審議の結果、明らかに談合の事実があったとは認められない場合には、落札者から誓約書を提出させた上、契約を履行させること。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

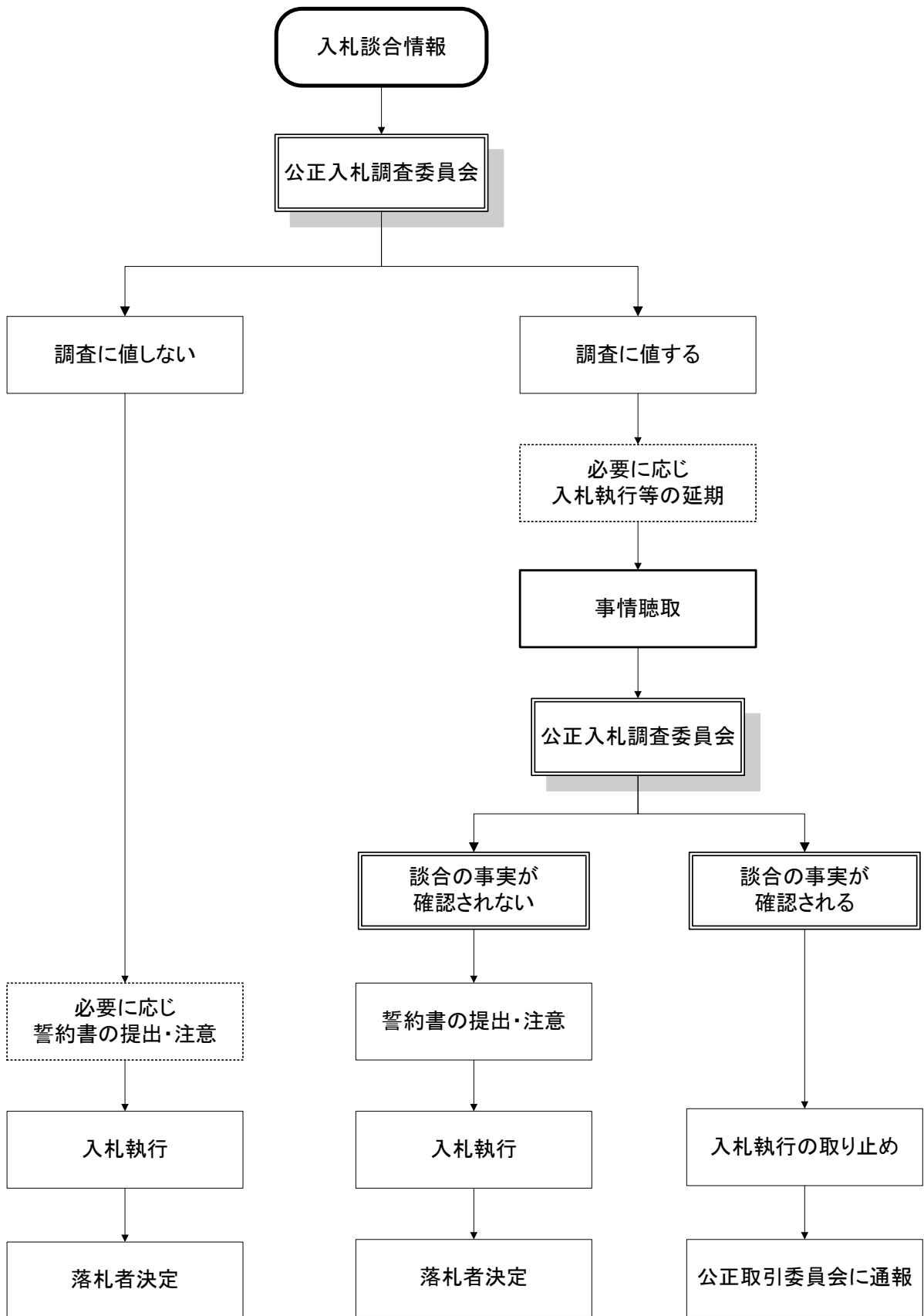
附 則

この要領は令和5年10月1日から施行する。

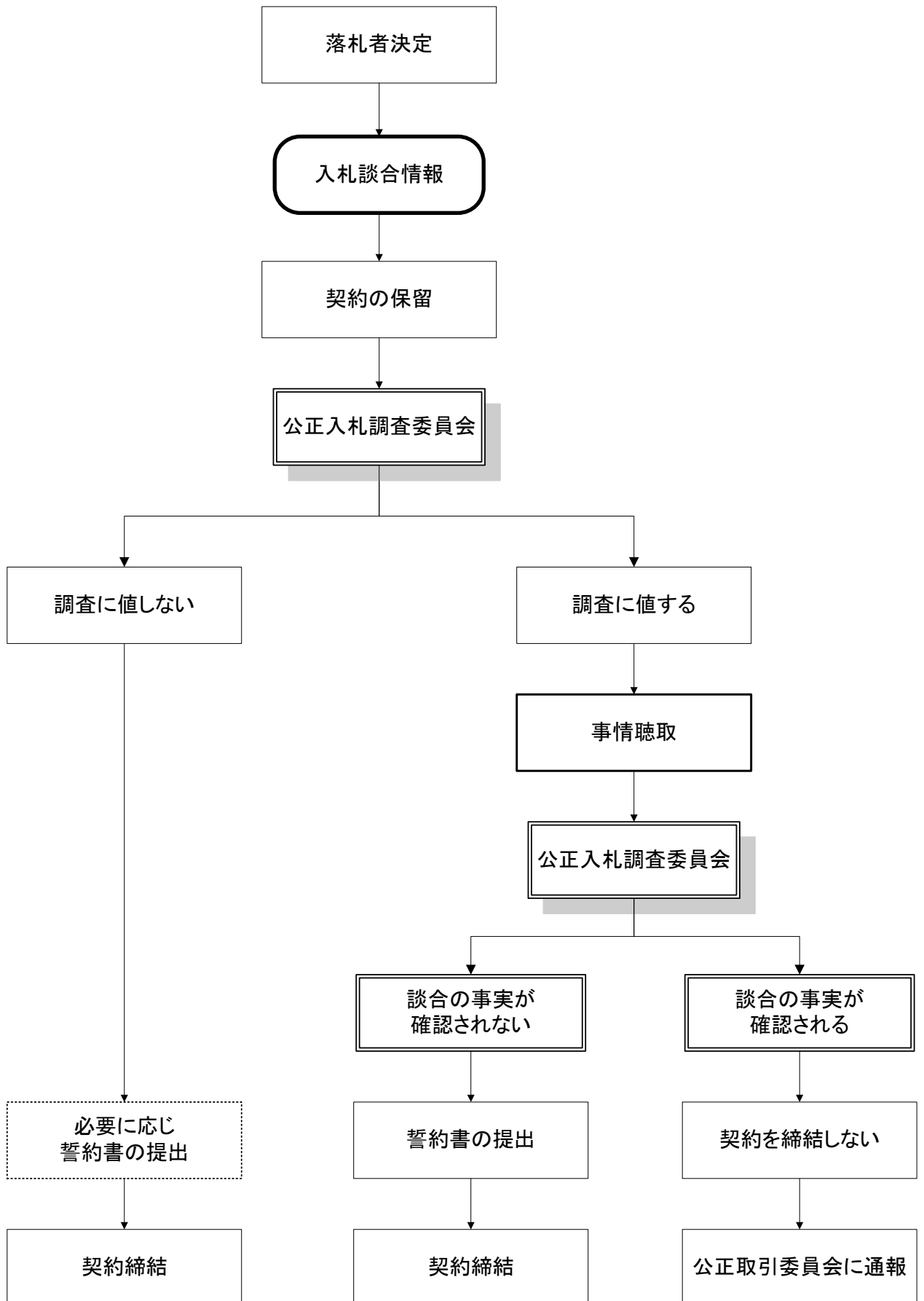
附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

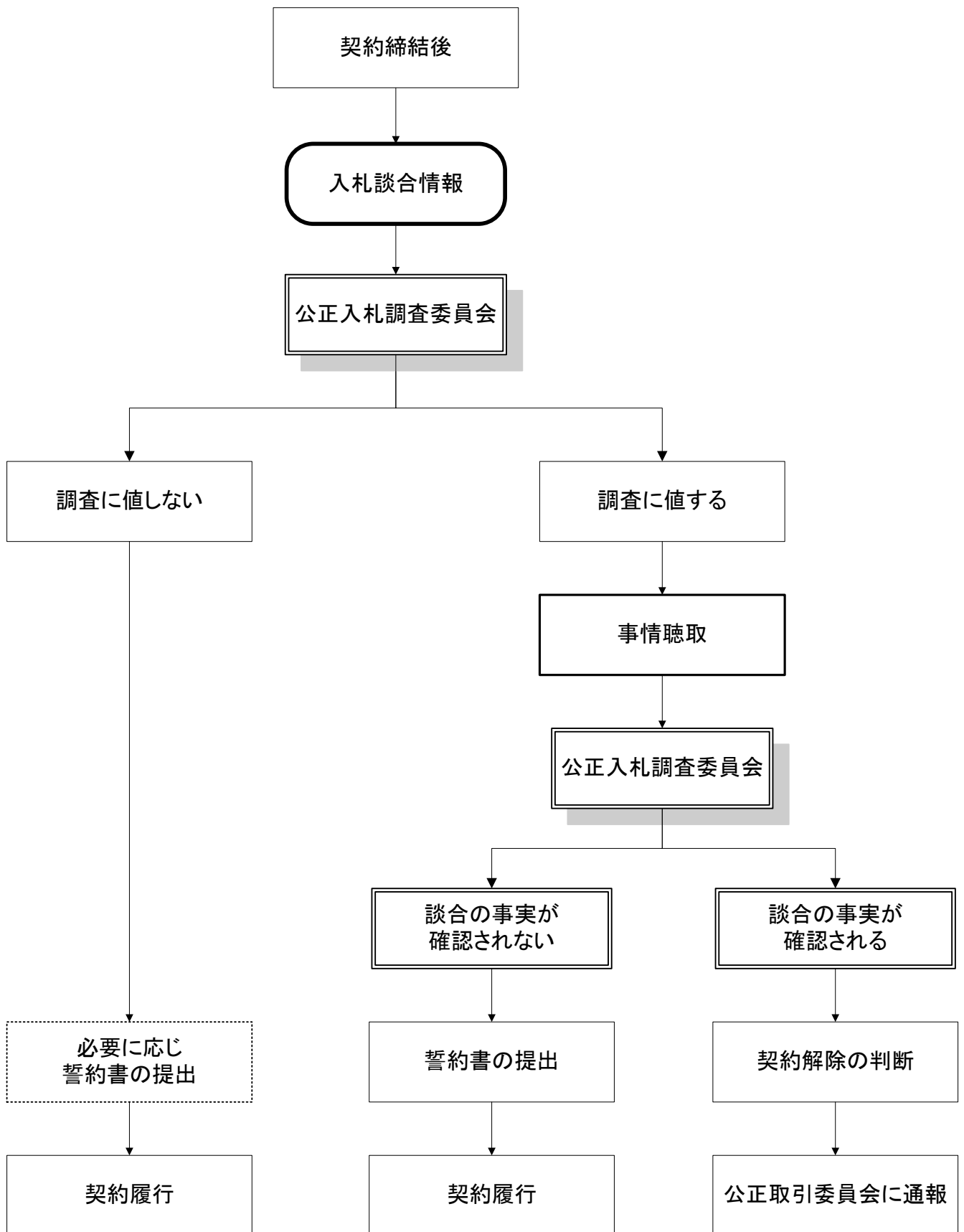
談合情報対応フロー図(入札前)



談合情報対応フロー図(落札決定後、契約締結前)



談合情報対応フロー図(契約締結後)



事 情 聴 取 書

工 事 名 _____
業 者 名 _____
事情聴取を受けた者 _____
事情聴取者職・氏名 _____
日 時 年 月 日 _____
場 所 _____

質 問	聴 取 内 容
1 工事の入札に先立ち、既に落札業者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。	
2 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ、又は話合いをしたことがありますか。	
3 あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、または話合いでしたか。	
4 その他必要な事項	

誓 約 書

年 月 日

山形市長 様

住所

商号または名称

代表者氏名

代理人氏名

今般の下記工事の競争入札に関し、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和27年法律第54号）」等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同法等を遵守することを誓約し、落札後、当該工事に関する談合等の事実が明らかになった場合は、契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

記

1 工事名

2 工事場所

入札執行に係る注意事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報がありましたが、入札条件等を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後であっても談合の事実が明らかと認められた場合には、入札は無効とする。

(以上の事項を入札執行前に注意する。)